6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6 - 1 - 1 一般	投地域に係る騒音の環境基準 ((等価騒音レベル)
----------------	-----------------	-------------

地域の類型	時 間 <i>0</i>) 区 分	当該地域
地域の類型	昼間	夜 間	当 成 地 現
АА	5 0 デシベル 以下	4 0 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合 して設置される地域など特に静穏 を要する地域
А	5 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域
В	5 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域
С	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
 - A:都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地 域
 - B:都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 - C:都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 - 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準(等価騒音レベル)

	地	域の	ص ص	区分	時	間	の	X	分	
	1 Е		0)		71	昼	間		夜	間
A 地域の面する地		車線以	上の車	線を有	する道路に	6 0 デ 以下	シベル		5 5 デシ 以下	ベル
	域およ	びC地			する道路に を有する道	6 5 デ 以下	シベル		6 0 デシ 以下	ベル

- (注) 1 A A 地域および A 地域の 1 車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受ける べきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
 - 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例(等価騒音レベル)

昼	間	夜	間
7 0 デシ	,ベル以下	6 5 デシ	ベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45デシベル以下、夜間:40デシベル以下)によることができる。
 - 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
 - 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。
 - 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 2 自動車交通騒音常時監視結果(平成17年度)

No	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測 Leq	定結果 (dB)	・車線数	評価区間距離	住居等戸数	環境基	準達成戸	□数(戸)	環境基	基準達成	環境基準達成率(%)		
NO	山冰 口	計画区間	强 日 炽 足 地 杰	烈龙洲知口时	昼	夜	丰冰奴	(km)	〔戸〕	昼間	夜間	昼間・ 夜間	昼間	夜間	昼間・ 夜間		
1	国道8号線	越前市 庄田町~行松町	越前市小野谷21-3	H17.11.09(水) 14:00~	72	71	4	2.8	23	23	20	20	100.0	87.0	87.0		
2	国道8号線	敦賀市 岡山町1丁目~ 道口	敦賀市岡山町1丁目	H17.11.01(火) 15:00~	71	72	2	0.6	33	32	12	12	97.0	36.4	36.4		
3	国道27号線	小浜市 和久里町~青井 町	小浜市伏原30-33-6	H17.11.21(月) 12:00~	72	71	2	2.2	83	75	50	50	90.4	60.2	60.2		
4	国道27号線	高浜町 宮崎~立石	高浜町立石15-15-3	H17.11.21(月) 12:00~	70	69	2	1.0	25	24	15	15	96.0	60.0	60.0		
5	県道芦原丸岡	あわら市 春宮1丁目1~ 市姫5丁目	あわら市市姫3-1-1	H17.03.07(火) 10:00~	61	54	2	1.2	173	173	173	173	100.0	100.0	100.0		
6	県道鯖江清水	鯖江市 神中町2丁目~ 神明4丁目9	鯖江市神中町2丁目	H17.03.07(火) 11:00~	60	53	6	0.9	96	96	96	96	100.0	100.0	100.0		
7	県道 敦賀美浜線	敦賀市 野神~金山	敦賀市市野々町1丁目	H17.11.01(火) 15:00~	70	64	2	3.0	372	372	372	372	100.0	100.0	100.0		
8	宗坦 治+4年:149	鯖江市 桜町2丁目~ 住吉町3丁目14	越前市家久町63-4	H17.11.09(水)	(72)*	(67)*		0.8	77	67	63	63	87.0	81.8	81.8		
9	県道 福井鯖江線	越前市 家久町~本保町	越則巾豕久町63-4	12:00 ~	72	67	2	1.4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0		
	全体:評価範囲全体(近接空間+非近接空間)						886	866	805	805	97.7	90.9	90.9				
評	価範囲全体	6路線9区間	近接空間:道路端から15m(2車線以下)または20m(2車線超)の範囲					13.9	361	353	324	324	97.8	89.8	89.8		
			非近接空間:50mの評価範	囲のうち近接空間	以外の場	所			525	513	481	481	97.7	91.6	91.6		

表6-3 自動車騒音の要請限度(等価騒音レベル)

	X	域の	X	分	時 間 0) 区分
		1-36 07		<i>)</i>]	昼間	夜 間
a 区域) する区		のうち 1	車線を有っ	する道路に面	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域(のうち2車	線以上の	道路に面っ	する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
	のうち 2 車のうち車線			する区域及びする区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

(注) (区域の区分) a:都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層 住居専用地域

b:都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域

c:都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

(時間の区分)一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例(等価騒音レベル)

昼間	夜間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6 - 4 道路交通振動の要請限度

	X	域	Φ	ᅜ	4			時	間	Ø	X	分			
		13,	0)			の 区			昼		間		夜	F	1
第		1	種	X		域	6	5 デシ	ベル		6 0	デシベリ	l		
第		2	種	X		域	7	0 デシ	ベル		6 5	デシベリ	V		

(注) (区域の区分)第1種区域:騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域 第2種区域:騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域 (時間の区分)昼間:午前6時から午後10時まで、夜間:午後10時から翌日の午前6時まで (その他)学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表6-5 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時	間	の <u>区</u>	分
	朝	昼間	タ	夜 間
第 1 種 区 域	45デシベル	5 0 デシベル	40デシベル	40デシベル
第 2 種 区 域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第 3 種 区 域	60デシベル	6 5 デシベル	60デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(注) (区域の区分)第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。 (都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専 用地域。)

第2種区域:住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)

第3種区域:住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、

その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必

要がある区域。

第4種区域:主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の 生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある

区域。(都市計画法に基づく工業地域。)

(時間の区分)朝:午前6時から午前8時まで、昼間:午前8時から午後7時まで

夕:午後7時から午後10時まで、夜間:午後10時から翌日の午前6時まで

(その他)第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の 収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減 じた値とする。

表6-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

4+ -+ -+ +-	種	類 に 対	する規	見制基準	<u> </u>	
特定建設作業種類	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1 日 の の 制 限	作業時間 の制限	日曜日、	備考
くくはい用びを作さ使業空を作りますいいく抜すょ使業く用気使業気使業気を作りますに用様るを作		第午か午ま 1 後翌7 日で 一	第1号区域 1日につき 10時間			もんけん、圧入式くい打機の 大にはない方式ではい打機を開する作業を除りでするには、 を対している。 は、している。 は、し、している。 は、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し
コト又ァンて バを作 トシ使業 ブーる クラアトをう ク用 クベす ド使業 リンスプ設作 ホす タルる 一用 ートフラけ業 ウる 一を作 ザす	8 5 デシベル	第2号区10日から前 6でで	第2号区域 1日につき 14時間	同に連6日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	日そ休日の日	でする。 でする。 でする。 では、のでは、のでは、できない。 では、のでは、できない。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

(注) (区域の区分)第1号区域:第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域:第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他)1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表6-7 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時	間 0	D 🗵	分
区域の区方	朝	昼間	タ	夜 間
第 1 種 区 域	45デシベル	50デシベル	4 0 デシベル	40デシベル
第 2 種 区 域	50デシベル	60デシベル	5 0 デシベル	45デシベル
第 3 種 区 域	60デシベル	65デシベル	6 0 デシベル	55デシベル
第 4 種 区 域	65デシベル	70デシベル	6 5 デシベル	60デシベル
第 5 種 区 域	70デシベル	75デシベル	70デシベル	65デシベル
その他の区 域	55デシベル	60デシベル	5 5 デシベル	55デシベル

(注) (区域の区分)第1種区域: 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用 地域。

第2種区域: 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用

地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。

第3種区域: 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。

第4種区域: 都市計画法に基づく工業地域。 第5種区域: 都市計画法に基づく工業専用地域。 その他の区域:上記に掲げる区域以外の区域。

(時間の区分)朝:午前6時から午前8時まで、昼間:午前8時から午後7時まで

夕:午後7時から午後10時まで、夜間:午後10時から翌日の午前6時まで

(その他)第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表6-8 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

[Z +	# <i>O</i> F	▽ /\		時	間	の	X	分	
	区域の区分		午後11日	寺から翌日午 育	前0時まで	午前() 時から	5 午前 5	時まで
第 1 種	・ 第 2	種 区 均	ž 5	0 デシベル	/		4 5 7	゙ シベル	
第 3	種	⊠ t	ž 6	0 デシベル	/		5 5 7	゙ シベル	
第 4 種 🗵 及 び そ	〕域、第の他		١ 5	5 デシベル	V		505	゙゙シベル	

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業(風俗営業法で規制されているものを除く。)、「ボーリング営業」、 「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」の4種
 - 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時 間 (カ 区 分
	昼間:午前6時から午後10時まで	夜間:午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

4+ c 7+ +n	種	類 に 対	する	規制 基	準	
特定建設作業種類	振動の大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1 日 のの制限	作業時間の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	備考
くいけん いいくなり いいくなり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はいり はい		第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで				もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打くい 抜機を除く。
舗装版破砕機を使用する作業	7 5 デシベル	第2号区域 午後10時 から翌日の 午前 6時		同一場所 において 連 6 日間	日曜日、その他の休日	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
ブレーカー を使用する 作業		まで				手持式のものを除く、 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該 作業使用する作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分)第1号区域:第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で (ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、

(工)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区

第2号区域:第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

表 6 - 11 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成18年3月31日現在)

																					1 0/ 10 1 E	
	1	項	2	項	3	項	4	項	5	項	7	項	8	項	9	項	1 0	項	1 1	項		
施設種類	金属加工機械		空気.E ・送	空気圧縮機 ・送風機		破砕機 るい等	織 機			建設用資材 製造機械		木材加工機械		抄紙機		機械	合成樹脂用 射出成形機		鋳型造型機		合	計
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	69	163	174	1,041	3	4	229	6,162	5	6	75	179	1	2	87	315	7	37	2	7	652	7,916
敦賀市	24	101	27	86	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28	0	0	86	396
小浜市	3	126	9	60	0	0	0	0	0	0	8	35	0	0	9	23	0	31	0	2	29	277
大野市	1	1	3	28	0	0	9	892	0	0	25	38	0	0	4	16	0	0	0	0	42	975
勝山市	0	0	17	84	2	6	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	1	1	0	0	114	4,758
鯖江市	20	160	28	83	1	4	144	7,326	4	4	9	17	0	0	9	33	5	18	1	5	221	7,650
あわら市	3	54	10	94	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	2	7	0	0	0	0	51	1,196
越前市	65	256	35	386	2	10	116	3,560	6	7	38	109	24	41	20	69	7	31	0	0	313	4,469
坂井市	2	7	4	8	0	0	436	6,522	2	2	12	40	0	0	6	16	0	0	0	0	462	6,595
永平寺町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528
美 浜 町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	6	38	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	44
合 計	190	878	324	1,961	10	26	1,099	31,621	21	26	196	506	26	44	158	593	21	146	3	14	2,048	35,815

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料:環境政策課)

表 6 - 12 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成17年度)

_											
施設	種類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	高浜町	合 計
1	項	くい打機等を使用する作業	10	3	0	0	1	0	0	0	14
2	項	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	項	さく岩機を使用する作業	32	0	0	0	0	1	1	0	34
4	項	空気圧縮機を使用する作業	1	1	0	0	1	1	0	0	4
5	項	コンクリートプラント等を 設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	項	バックホウを使用する作業	8	4	1	2	4	0	3	2	24
7	項	トラクターショベルを使用 する作業	1	2	0	0	0	0	0	0	3
8	項	ブルドーザーを使用する作 業	0	0	0	0	0	5	0	0	5
	1	合 計	52	10	1	2	6	7	4	2	84

(資料:環境政策課)

表 6 - 13 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成18年3月31日現在)

	1	項	2	項	3	項	4	項	5	項	6	項	7	項	8	項	9	項	1 0	項		
施設種類	金属加工機械		圧縮機		土石用破砕機・ ふるい等		織 機		コンク! ロック ⁵	Jートブ マシン等	木材加工機械		印刷機械		ゴム練等用 のロール機		合成樹脂用 射出成形機		鋳型造型機		合	計
市町名	工 場 数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施 設 数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	47	87	111	483	1	1	88	2,339	0	0	6	7	24	64	0	0	6	100	2	2	285	3,083
敦 賀 市	18	98	15	27	0	0	1	48	2	4	3	3	6	36	0	0	1	28	0	0	46	244
小浜市	3	206	6	40	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	31	0	3	12	283
大 野 市	0	0	1	21	0	0	9	892	0	0	2	2	2	11	0	0	0	0	1	1	15	927
勝山市	1	2	2	26	2	34	68	4,330	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	76	4,397
鯖江市	25	296	15	39	2	8	56	2,586	0	0	0	0	6	14	0	5	3	20	1	5	108	2,973
あわら市	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	19	355
越前市	55	171	23	166	3	12	95	2,942	0	0	4	4	12	28	1	13	4	30	0	0	197	3,366
坂井市	0	0	3	7	0	0	246	4,535	0	0	1	2	1	4	0	0	0	0	0	0	251	4,548
永平寺町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
美 浜 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合 計	151	864	188	861	9	56	624	19,261	2	4	23	33	58	176	1	18	15	211	4	11	1,075	21,495

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料:環境政策課)

表 6 - 14 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(平成17年度)

作業種	類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	越前市	永平寺町	高浜町	合 計
1	項	くい打機等を使用 する作業	13	6	0	0	1	0	1	21
2		鋼球を使用して破 壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3		舗装版破砕機を使 用する作業	1	0	0	0	1	1	0	3
4	項	ブレーカーを使用 する作業	39	10	1	2	4	1	0	57
	合	計	53	16	1	2	6	2	1	81

(資料:環境政策課)

表 6 - 15 悪臭防止法に定める規制基準

西自 <i>伽 </i>	規	制	基準	
悪臭物質の種類 ・ ・	A 🗵	域	B 🗵	域
ア ン モ ニ ア	1	ppm	2	ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm	0.004	ppm
硫 化 水 素	0.02	ppm	0.06	ppm
硫化メチル	0.01	ppm	0.05	ppm
ニ 硫 化 メ チ ル	0.009	ppm	0.03	ppm
トリメチルアミン	0.005	ppm	0.02	ppm
アセトアルデヒト	0.05	ppm	0 . 1	ppm
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm	0 . 1	ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm	0.03	ppm
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm	0.07	ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	ppm	0.02	ppm
イソバレルアルデヒド	0.003	ppm	0.006	ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	ppm	4	ppm
酢 酸 エ チ ル	3	ppm	7	ppm
メチルイソブチルケトン	1	ppm	3	ppm
ト ル エ ン	1 0	ppm	3 0	ppm
ス チ レ ン	0.4	ppm	0.8	ppm
キ シ レ ン	1	ppm	2	ppm
プロピオン酸	0.03	ppm	0.07	ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	ppm	0.002	ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	ppm	0.002	ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001	ppm	0.004	ppm

(注) A 区域: 都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種 低層住居 専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種 住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えら れる地域。

B区域:都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 16 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準:臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体 の希釈をした場合に、次の式において算定される値

 $Y = 10 \cdot log X$

Y:臭気指数

X:人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈を したときのその希釈の倍数

表 6 - 17 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成18年3月31日現在)

								(十八)	8年3月31	<u>口况红丿</u>
施設種類	1 動物の飼 供するも	の	2 けいふん たは焼却 場におい もの	を行うエ	3 死亡獣畜 おいて用	項 取扱場に いるもの	4 化製場に いるもの	項 おいて用	伽	計
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	19	70	3	5	0	0	0	0	22	75
敦賀市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
大野市	10	27	0	0	0	0	0	0	10	27
勝山市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖 江 市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
あわら市	8	14	0	0	0	0	0	0	8	14
越前市	22	55	2	2	0	0	0	0	24	57
坂井市	38	142	0	0	0	0	0	0	38	142
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
越前町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美浜町	8	10	0	0	0	0	0	0	8	10
おおい町	2	5	0	0	0	0	0	0	2	5
若 狭 町	7	27	0	0	0	0	0	0	7	27
合 計	149	426	6	8	0	0	1	1	156	435

(資料:環境政策課)